

消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について

平成 29 年 10 月 2 日

正会員事業者のみなさま

公益社団法人全国学習塾協会

会 長 安 藤 大 作

今般の平成 29 年 9 月 14 日付、医療事務、介護及び保育に係る事業のほか、教育講座の運営等の事業を営む事業者における消費税転嫁対策特別措置法に基づく勧告事案【下記参考】を踏まえて、経済産業省より当協会に対して消費税転嫁対策特別措置法の遵守に関わる周知徹底についての要請【別紙】がありました。

消費税転嫁対策特別措置法では特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっています。同法律では、大規模事業者等が中小企業・小規模事業者等に対して、すでに取り決められた取引価格を後になって下げる「減額」や、通常支払われる対価よりも低く定める「買ったたき」、消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）拒否といった行為が禁止されています。

正会員事業者のみなさまにおかれましては、全ての取引において消費税の転嫁拒否等の行為が行われないよう、対策の実施とその確認を行う責任ある社内体制の構築、適切な措置を講じるべきことの確保を徹底していただきますようお願い申し上げます。

《参考資料》

株式会社ニチイ学館に対する勧告について [公正取引委員会]

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/sep/170914_4.html

平成29年9月29日

公益社団法人全国学習塾協会
会長 安藤 大作 殿

経済産業省商務・サービスグループ
サービス政策課長 守山 宏道

消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（要請）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等に基づき、消費税率（地方消費税率を含みます。以下同じ。）が平成26年4月1日に8%に引き上げられました。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）（以下「消費税転嫁対策特別措置法」といいます。）が平成25年10月1日から施行されています。

今般、平成29年9月14日付けをもって、公正取引委員会が、株式会社ニチイ学館に対して、消費税転嫁対策特別措置法に規定する違反行為があったことにより、同法に基づく勧告を行いました。

これを踏まえて、貴団体におかれましては改めて傘下の事業者に対し、同法における遵守事項を踏まえた対応の周知徹底の強化を要請します。特に、今回の勧告の対象となった個人事業者との業務委託契約を含めて、全ての取引において消費税の転嫁拒否等の行為が行われないよう、対策の実施とその確認を行う責任ある社内体制の構築等、適切な措置を講じるべきことについて周知徹底されるようお願いいたします。

以上